

# 日刊 動労千葉

84. 2. 14

No. 1563

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
（鉄電）二九三五（六）（公衆）〇四七二二二七二〇七

# 『54・10・1協定』がある限り 現行協定は有効



「総力を傾注して、動乗勤改悪を阻止しよう」  
決意と決起を訴える 西森乗務員分科会長

## 動乗勤改悪阻止にむけ、 「労仲協約問題」で学習会

### 乗務員 分科会

乗務員分科会主催の研修講座は、中央大学・横井芳弘教授を招き、二月十日、自治会館大ホールを埋める二一〇名の結集をもって大盛況をかちとりました。

研修講座は、労働協約問題を法的観点から学習することを通して、動乗勤制度改悪を阻止する武器をみがくために大変有意義なものとなりました。

動労「本部」革マルを手先とした  
動乗勤改悪を阻止しよう

動乗勤改悪は、乗務員のみならず、全職種の勤務制度改悪にむけ、その突破口をなす攻撃です。われわれは、「59・2実施」にあわせてかけられようとしたこの攻撃の「昨年六月末決着」の当局の方針を粉碎してきましたが、当局は七月一日に「職労第一九五号」を各組合に提示し「有効期間の定めのない協定等の取り扱いに関する協定」をタテに協約改訂期間を三月三十一日とし三月三十一日までまとまらなかった場合、労組法第十五条により動乗勤務に関連する十八協定を破棄し、就業規則を一方向的に改悪することを狙っています。



（横井教授）

動乗勤阻止の確信を  
深めた  
横井教授の講演

講師である中央大学・横井芳弘教授からは「労働協約とは何か」とくにその改訂をめぐる「テーマ」に二時間にわたる講演をうけました。

国鉄当局は、臨調の「国鉄」攻撃を背景に既得権剥奪、合理化、賃金抑制攻撃を強行し、国鉄労働者の生活と権利を脅かしてきましたが、協約協定についても現協約協定についても現協約協定、昇給協定にひきつづき動乗勤制度を一方向的に改悪するという攻撃にでています。

われわれは、動乗勤改悪阻止闘争の勝利にむけて、3・25三里塚決起、84春闘の高揚と結合させて闘うと同時に、法律的知識をもマスターし、当局論理をうちまかす理論武装が求められています。

こうした観点から、今回の研修講座が乗務員分科会の主催によって開催されました。

横井教授は、労働協約と協約法制、労働協約の成立と期間、労働協約の効力、労働協約の終了、そして労働協約と就業規則について、わかりやすく解説されました。（後日、パンフレットとして発行を予定しています）とりわけ、参加した組合員は、当局が「有効期間の定めのない協定」によって「内達一号」をはじめとする現行協定の一方的破棄を策動していることの法的見解がどうなのかに関心をよせ、真剣に聴き入りました。

横井教授は「54・10・1協定でいくと、元の協定は無効に近づいていくと解釈する以外にありません。当局は九十日前に予告すれば効力を失くせると主張しているでしょうが、この協定を前提とする限りは当局側の主張には無理があります」と述べられ、理由として次の四点をあげました。

すなわち、第一は、この考え方でいくと現行協約が無効に近づくとことになりませんが、労組法第十五条はそのこと自体を否定していません。第二は、労組法第十五条の三・四項の規定は労働者が不当な協約に長期にわたって拘束されることを防ぐ旨でできたものです。第三は、無協約状態をさけるというのが第十五条の基本的考え方であり、無限に近づいていく事だけをとらえて四項云々という主張はできません。第四に、「有効期間の定めのない協定」を結ぶことを認めた立法主旨は、労働者を期間の定めのない協定で不当に長期に拘束してはならないという考え方です。（裏面に資料掲載）

有効期間の定めのない協定等の取扱いに関する協定

有効期間の定めのない協定等については、締結後3箇年を経過した時点で次のとおり取り扱う。

- 1 双方で必要ないと認めた協定等は廃棄する。
- 2 当局、組合の双方もしくはいずれか一方より改訂の意思表示がない場合は、それを確認し、更に3箇年延長するものとし、以後この例による。
- 3 協定等を改訂しようとするときは、相手方に改訂事項を通知し、労使交渉を経て改訂するものとする。
- 4 協定等の改訂について意見の一致がみられない場合は、6箇月間は当該協定を延長する。  
この6箇月をこえてもなお意見の一致をみない場合は、その時点で当該協定を暫定的に再締結し改訂交渉は継続する。

昭和54年10月1日

日本国有鉄道総裁 高木文雄  
国鉄千葉動力車労働組合執行委員長 関川 宰

有効期間の定めのない協定等の取扱いに関する協定附属了解事項

- 1 実施が完了するまでに3年以上を必要とする協定等を改廃する場合は、原則として協定等の締結後地方を含めて当該協定等の実施が完了したのち行うものとする。ただし、当該協定等の内容について必要にもとづいて交渉し、部分的に改訂することができる。
- 2 第3項の通知については、概ね3箇月前に文書をもつて行うものとする。

昭和54年10月1日

日本国有鉄道職員局長 吉井 浩  
国鉄千葉動力車労働組合書記長 中野 洋

資料

①「54・10・1協定」

以上のように述べられるとともに「こうした理由から54・10・1協定がある限り、現行協約が無限につづく余地は法的にあります」と結論づけられました。

最後に、講師に対する質問では、特に協約が未締結になった場合に想定される諸問題、改悪提案の内容に対する法的見解が求められ、横井教授の回答を細大もろすまいと、熱心に耳をかたむけ、ノートをとっていました。

研修講座は、参加者全員が勇気百倍、断固闘いぬく決意をうち固めて成功裡に終了しました。

②「労組法 才15条」

労働組合法

(労働協約の期間)  
第十五条 労働協約には、三年をこえる有効期間の定めをすることができない。  
2 三年をこえる有効期間の定めをした労働協約は、三年の有効期間の定めをした労働協約とみなす。  
3 有効期間の定めがない労働協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によつて相手方に予告して、解約することができる。一定の期間を定める労働協約であつて、その期間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の定めがあるものについて、その期間の経過後も、同様とする。  
4 前項の予告は、解約しようとする日の少くとも九十日前にしなければならない。(昭二七法二八号 本条全改)